

笠間市立病院建設協議会
答申書

平成26年1月

笠間市立病院建設協議会

目次

はじめに.....	1
1 諮問及び委員会の設置.....	2
2 答申.....	3
笠間市立病院建設協議会設置要綱.....	5
笠間市立病院建設協議会委員名簿.....	6
笠間市立病院建設協議会委員会審議経過.....	7

はじめに

笠間市立病院は、昭和34年に友部町国保病院として開設され、昭和54年に全面改築、平成10年に増築が行われ、平成18年3月の市町村合併により、「笠間市立病院」と名称を変更し現在に至っている。

友部町の時代から、国民健康保険の直診病院として、「国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること」などを主な任務として、地域医療に貢献してきた。

こうした中で、近年における全国の公立病院の経営状況の悪化は、笠間市立病院においても例外ではなく、平成20年3月に、公立病院としての役割や経営改善のあり方などについて、専門的な知識を有する外部委員による検討委員会から「笠間市立病院のあり方についての提言」を受けた。

さらに、平成19年12月に総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21年3月に「笠間市立病院改革プラン」を策定、平成24年2月には「第2次笠間市立病院改革プラン」を策定し、その中で茨城県医療計画に位置づける、地域完結型医療体制の構築に貢献するための役割を確認するとともに、経営効率化を進めてきた。

この笠間市立病院の施設面においては、昭和54年の全面改築以来、33年を経過しようとしている中で老朽化・狭隘化が著しくなっており、現状では患者への負担が大きく、職員にとっても働きにくい環境となっている。また、現在の市立病院を取り巻く環境は様々な課題もあり、地域医療の中で自治体病院に課せられた公立病院の役割としての取り組むべき課題のほか、市民に対し、安心できる医療を提供していくためにも施設面の環境整備を図ることが重要である。

以上の理由から、今後、概ね5年から7年までの間に、新市立病院を建設することを年次的な最終目標とし、環境や条件が整えば可能な限り早期実現を目指すものとし、笠間市立病院整備方針が出された。

この整備方針を受けて、平成25年10月に有識者及び学識経験者から構成される「笠間市立病院建設協議会(以下、「建設協議会」という。)」が設置され、笠間市立病院の施設整備について、笠間市立病院の持つべき機能を見出すことが笠間市長より諮問を提示された。

そこで建設協議会では、諮問の趣旨に沿って多角的観点での議論と検討を重ねた結果、ここに笠間市立病院事業にかかる答申をいたします。

笠間市立病院建設協議会
会長 前野 哲博

1 諮問及び委員会の設置

「建設協議会」は、笠間市長から委嘱を受けた8名の委員で構成され、諮問事項及び委嘱期間は下記のとおりである。

諮問事項

1. 笠間市立病院の役割とその機能について
2. その他、上記の目的達成のために必要な事項

委嘱期間

平成25年10月2日から平成26年3月31日まで

「建設協議会」は、笠間市立病院建設協議会設置要綱に従って運営される。

2 答申

茨城県高齢者人口等一覧(市・郡別)平成25年度1月1日現在での笠間市の高齢化率は25.4%と県平均24.0%や全国平均24.3%より高く、「総務省統計局 高齢者人口の現状と将来」によると、平成27年の高齢者数は全国で3,277万人になり、介護・看護を必要とする要介護認定者数は、580万人に増加し、さらに平成37年には団塊の世代すべてが後期高齢者となり、需要に対しての在宅診療や訪問看護ステーションと訪問リハビリなどの高齢化に対する機能の絶対数が不足している状況があるとの報告がある。中でも、訪問看護ステーションは厚生労働省調査によると平成23年4月現在の訪問看護ステーションは、今後4000ヶ所以上の新設が求められているが、この10年間ほとんどステーションが増えていないのが現状である。

こうした中で、市民が住み慣れた場所で安心して生活が出来るように、行政機関や医療機関や福祉機関に従事する多くの職種の者が繋がりをもち、保健(予防)・医療・介護・福祉と生活の連携により高齢者医療に積極的に関わることを期待する。

笠間市立病院の役割としては、公立病院として使命の政策医療を担い、地域医療提供体制の確保の観点から亜急性期機能と高齢者医療を担う機能をあわせもつ病院として、地域との連携を強化し可能な限り現状の医療資源を有効に活用する。目指す医療は、あくまでも重装備な急性期医療ではなく軽装備な医療に立ち、急性期を経過した患者の受入や在宅医療に専念する。

笠間市立病院の移転建替えについては、病院建設と平行して経営改善の基盤強化を図っていくことが望ましく、現有の機能病床にこだわらず、亜急性期な機能をADL機能強化のリハビリ機能、そして在宅機能を有機的かつ積極的に発揮され、笠間市だけでなく、より広範囲の地域住民の健康をまもる医療機関となることを望む。そして、地域住民への医療サービスの格段の向上のみならず、それによって経営的にも好影響がもたらされることを期待する。

以上より、「建設協議会」での答申は以下のとおりである。

① 医療事業(外来・入院・在宅診療, リハビリ, 訪問看護など)

- 外来は主に総合診療を行える外来とし、禁煙外来や物忘れ外来などの専門外来も行う。
- 病床は県立中央病院等の連携により患者の受入に努め、在宅診療を支援する後方支援ベッドのほか、市高齢福祉課や保健センターからのレスパイト入院も積極的に受け入れ、病床機能については、今後の医療法改正を見極めながら見直していく。
- セラピスト2名体制から始まるリハビリは、入院及び在宅患者のADL機能アップと維持に努め、地域の状況を見ながらセラピスト体制の強化を見据え、通所リハビリテーションも検討していく。
- 医療での訪問看護はみなし指定で行い、地域の状況を見ながら看護師の増員を図ることで体制を強化し、訪問看護のステーション化を図っていく。

② 政策医療(平日夜間診療, 休日診療)

- ▶ 笠間市医師会, 県立中央病院, 薬剤師会笠間支部の協力により, 地域の救急医療体制を守り, 市民に医療体制を充実させるため, 今後も一次救急として市立病院内で行う。

③ 政策医療(予防接種, 健康診断, 予防医療, 教育など)

- ▶ 市健康増進課と協力しながら予防接種や健康診断, 健康講座, 予防医など健康維持管理を行う。
- ▶ 国保診療施設協議会で推奨する行政と民間の多職種が集う地域包括医療ケアの地域ケアカンファレンスの中心的な役割を担う。
- ▶ 教育の視点から医学生の研修を今後も行う。

④ 行政機能(保健センター機能, 地域包括支援機能, 病児保育支援機能など)

行政機能については, 今後, 市関係部署との協議が必要となる。

地域を支えるには医療だけが対応するのではなく, 保健・福祉・医療の三位一体の取り組みが必要とされている。そして「健康都市かさま」を実現するには, 医療機関や福祉機関に従事する医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ職種・ケアマネジャー・介護士・ソーシャルワーカーなど多くの職種の従事者が, 保健(予防)・医療・介護・福祉と生活の連携が重要となる。

課題は, お互いに専門的な知識を活かしながら, 患者やその家族をサポートする行政サービス機能と医療機能をいかに効果的・効率的に活かすかであり, それぞれの機能の中で重複する機能を共有化し, 施設をスリム化させることも可能となり, お互いの機能を効率的な利用検討を望む。

【健康増進課】

- ・笠間市が「健康都市かさま」宣言したことにより, 保健予防・介護予防活動も保健センター等の保健分野と医療分野との連携など。
- ・歯磨きや入れ歯の手入れによりお口の病気を防ぎ, 誤えん性肺炎を予防して高齢者の全身の健康を保持増進させる口腔ケアを地元歯科医師会と積極的に関わる。

【高齢福祉課】

- ・急速な高齢化による医療・介護ニーズへの対応のため, 笠間市高齢者福祉計画, 介護保険事業計画では地域包括支援センターと医療の連携など。

【子ども福祉課】

- ・少子化や一人親世帯の増加, 共稼ぎ世帯の増加などから, 各保育所におけるの病後児保育の支援など。

【総務課】

- ・笠間市防災計画において, 災害医薬品備蓄と軽度な被災者対応の位置づけなど。

笠間市立病院建設協議会運営要綱

(目的)

第1条 笠間市立病院の建設にかかる基本計画の策定に関し、学識経験者や関係者等により、広く意見をを得るため、笠間市立病院建設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条に定める基本計画の策定について協議し、検討する。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる団体からの推薦者のうちから10人以内をもって構成する。

- (1) 医師会
- (2) 関係医療機関
- (3) 学識経験者
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 関係行政機関
- (6) 病院事業管理者
- (7) その他市長が特に認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者を、副会長は、会長が指名するものをもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、関係者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月2日から施行する。

笠間市立病院建設協議会名簿

1	前野 哲博	筑波大学付属病院総合診療科教授	会 長
2	久須美 忍	笠間市副市長	副会長
3	河村 一敏	笠間市医師会会長	
4	永井 秀雄	県立中央病院院長	
5	武藤 高明	県西総合病院院長	
6	塩畑 敏之	笠間市社会福祉協議会会長	
7	大和 慎一	茨城県水戸保健所所長	
8	石塚 恒夫	笠間市立病院院長	

(敬称略)

笠間市立病院建設協議会審議経過

● 第1回委員会

第1回 平成25年10月2日 19時～21時 笠間市役所 2階大会議室
議事

- (1) 委嘱状交付
- (2) 笠間市の医療の現状について
- (3) 笠間市立病院の方向性について
- (4) その他

● 第2回委員会

第2回 平成25年11月7日 19時～21時 笠間市役所 2階大会議室
議事

- (1) 笠間市立病院の整備について
- (2) その他

● 第3回委員会

第3回 平成25年12月5日 19時～20時30分 笠間市役所 2階中会議室
議事

- (1) 笠間市立病院の整備について
- (2) その他